

令和2年度第1回総務省契約監視会の議事概要について

開催日及び場所	文書による審議（令和2年11月2日（月）～12月4日（金））
構成員（敬称略）	座長 北大路 信 郷 株式会社政策情報システム研究所代表取締役所長 構成員 有 川 博 日本大学総合科学研究所教授 構成員 片 桐 春 美 公認会計士 構成員 園 田 智 昭 慶應義塾大学商学部教授 構成員 高 橋 伸 子 生活経済ジャーナリスト

契約案件の審議

審議対象期間	令和元年10月1日～令和2年4月1日
抽出案件	10件（対象案件 513件）
審議案件	10件
構成員からの質問・意見に対する回答	以下のとおり。

<p>①【抽出案件 1-1】一般競争入札（総合評価落札方式）</p> <p>契約件名：国際シンポジウム「AIネットワーク社会推進フォーラム2020」（仮称）の企画、運営及び管理等に係る業務の請負</p> <p>契約相手方：株式会社MM総研</p> <p>契約金額：14,849,384円（落札率 99.2%）</p> <p>契約締結日：令和元年12月5日</p> <p>競争参加業者：1者</p>	
<p>②【抽出案件 1-2】一般競争入札（最低価格落札方式）</p> <p>契約件名：国際シンポジウム「AIネットワーク社会推進フォーラム2020」（仮称）開催に係る招へい事務等の請負</p> <p>契約相手方：株式会社オーエムシー</p> <p>契約金額：11,132,000円（落札率 100%）</p> <p>契約締結日：令和2年1月24日</p> <p>競争参加業者：1者</p>	
意見・質問	回答
（北大路座長）1者入札の理由（推測される理由）は何か。	案件①、②ともに入札説明書を受け取り不参加となった者へ電話確認を行ったところ、「フォーラム開催時期の対応が不可能である」「他の業務との関係から準備期間の確保が困難である」などの理由が挙げられた。

<p>(北大路座長) 案件①の請負事業者の代表取締役がフォーラムのモデレーターとして登壇予定だったようであるが、契約後に事業者の立場からこの役割を果たすことになったのか。</p>	<p>請負事業者の代表取締役は、令和元年6月に開催した世界デジタルサミットの企画・運営責任者を務めており、フォーラムの進行等について豊富な知見・経験を有するものと考え、契約後にモデレーターとしての協力を依頼したもの。</p>
<p>(北大路座長) 高落札率の理由は何か。</p>	<p>案件①、②ともに応札者が1者であったところ、1回目の入札で予定価格を上回り不落札となり、即、2回目の入札を実施した。その結果、高落札率となった。</p>
<p>(北大路座長) 「AI 経済社会フォーラム」は新型コロナウイルス感染症拡大のために延期されたが、契約と事業者への支払はどのように処理したのか。</p>	<p>案件①、②ともに令和2年3月16日に契約解除を通知し、既履行部分に係る経費を支払った。</p>
<p>(北大路座長) 案件①、②については、一者入札で落札率も高く、また、請負事業者の代表がシンポジウムのモデレーターとして登壇者となっているなど、結果として、競争性が確保されていたのかという疑問を生じかねないので、今後は、このような誤解を避けるためにも、競争性の確保に努めてもらいたい。</p>	

- ①【抽出案件 2-1】 随意契約(公募)
 契約件名：総務省第二庁舎大江戸門入退館ゲート移設作業
 契約相手方：日本電気株式会社
 契約金額：10,116,810 円（落札率 100.0%）
 契約締結日：令和元年 12 月 17 日
- ②【抽出案件 2-2】 随意契約(公募)
 契約件名：小売物価統計調査（構造編）の「店舗形態別価格調査」の改善・効率化の検討に
 用いる POS データの提供
 契約相手方：株式会社インテージリサーチ
 契約金額：4,945,875 円（落札率 99.9%）
 契約締結日：令和 2 年 2 月 10 日
- ③【抽出案件 2-3】 随意契約(公募)
 契約件名：総務省第二庁舎入退館 IC カードの購入及び設定作業
 契約相手方：日本電気株式会社
 契約金額：3,960,000 円（落札率 100%）
 契約締結日：令和 2 年 3 月 10 日
- ④【抽出案件 2-4】 随意契約(公募)
 契約件名：石油コンビナート等特別防災区域津波浸水深迅速推計手法の検討
 契約相手方：株式会社構造計画研究所
 契約金額：3,960,000 円（落札率 90.0%）
 契約締結日：令和 2 年 1 月 21 日
- ⑤【抽出案件 2-5】 随意契約(公募)
 契約件名：PIV 用高解像度ハイスピードカメラ一式
 契約相手方：ダンテック・ダイナミクス株式会社
 契約金額：5,275,710 円（落札率 100%）
 契約締結日：令和 2 年 2 月 28 日

意見・質問	回答
<p>(有川委員)「この者しか履行できないと考えるが、万一を考え念のため」という事前確認公募の考えに基づき、本件発注をこの者しか履行できないと考えた理由は何か。</p>	<p>①→移設作業は、現在、利用している「入退館ゲート管理システム」の構造等に熟知している者でなければ行うことができず、請負業者以外の者が作業を行った場合、導入メーカーである当該請負業者がその後の動作保証を行うことができないため。</p> <p>②→POS データを保有する事業者の情報収集として、約 10 者についてWEB 閲覧・電話問合せ等を行ったとこ</p>

	<p>ろ、この条件を満たす POS データを提供している事業者が 1 者であったため</p> <p>③→「設定作業」は、現在、利用している「入退管理システム」の構造等に熟知している者でなければ行うことができず、請負業者以外の者が作業を行った場合、導入メーカーである当該請負業者がその後の動作保証を行うことができなくなるため。</p> <p>④→既存の「石油コンビナート地震・液状化危険度統合シミュレータ（全国版）」をベースとした専門的な知見及び技術を用いた検討作業が必要不可欠であり、当該シミュレータに精通した者でなければ実施が極めて困難であると考えられるため。</p> <p>⑤→現有の PIV（粒子画像流速測定）システムに接続可能でかつ、高解像度ハイスピードカメラ追加後に適正に測定できるようにするための調整等を行える必要があり、当該技術を満たすのは、Dantec 社製の高解像度ハイスピードカメラが唯一のものであり、これを扱っている業者は Dantec 社以外存在しないため。</p>
<p>（有川委員）①③④⑤について、「それならなぜ特命随契にしなかったのか。」という新たな疑問が提示されるが、どのように説明されるのか。</p>	<p>①③→潜在的な供給者がいる可能性も否定出来ないことから、契約の競争性及び透明性を担保するため。</p> <p>④⑤→仮に別の業者の応募があった場合の参加を遮ることとなり、競争性及び透明性の確保の観点から、適正な調達の実施が図られないと考えられたため。</p>
<p>（有川委員）ほかに履行できる者がいる可能性があるのであれば一般競争にしなければならぬことを肝に銘じて、安易に公募随契を繰り返すことのないよう、省全体で認識を共有していただきたい。</p>	

<p>【抽出案件 3】 一般競争入札(最低価格落札方式)</p> <p>契約件名：令和 2 年国勢調査 OCR 用紙の購入</p> <p>契約相手方：新生紙パルプ株式会社</p> <p>契約金額：253,198,794 円 (落札率 100.0%)</p> <p>契約締結日：令和元年 12 月 10 日</p> <p>競争参加業者：3 者</p>	
意見・質問	回答
(園田委員) 落札率が 100%である理由は何か。	本件は再度入札(8回)を繰り返したことによることが考えられる。
(園田委員) 予定価格の決定方法と昨年度の入札価格はいくらか。	予定価格については、「統計局独自積算」、「市場価格(下見積書)」、「公刊資料」のうち、で最も安価であった「統計局積算」を採用した。昨年度の入札価格(単価)については「297円/kg」となっている。
(園田委員) ほかの応札業者の入札価格はいくらか。	富国紙業(株)：242,341,213円(単価 279円/kg) (株)富士川洋紙店：245,815,639円(単価 283円/kg)
(園田委員) 注文した OCR 用紙の枚数と、そのうち余部の見込み数はいくらか。余った OCR 用紙の処理方法はどのようにしているのか。	注文した OCR 用紙の枚数は、「巻取(18インチ幅 6,000m)622,656kgのうち余部の見込み 33,270kg)「菊判(62.5kg ヨコ目) 248,516kgのうち余部の見込み 10,227kg」となっている。余部の見込み数については、印刷の発注数量に応じ、「積算資料 印刷料金」((財)経済調査会)より印刷損紙率(5%程度)を採用している。なお、印刷損紙(余部)については、類似案件も含め印刷業者からの情報収集でも常に不足傾向にあり、残余は発生していない。
(園田委員) 昨年度の入札価格 297円/kg と今年度の入札価格 265円/kg では 32円/kg と約 10.8%の差がある。この価格差をどのように考えるか。昨年度の入札金額が高すぎたということはないか。	年間を通じて定期的に納入する年間契約と大規模調査時のスポット契約の2種類となっている。国勢調査 OCR 用紙に係るスポット契約(868t)は、年間契約(24t)の約35倍という大規模であることから特別な生産体制が必要であり、年間契約とは切り分けて調達を実施している。価格差については、調達規模の違いにおける想定できる許容範囲内だと考えている。
(園田委員) 5%程度の余部を見込んでいるのに、常に不足傾向にある理由は何か。必要量の見積もりが間違っているのか、印刷後の OCR 用紙の在庫管理に問題が	印刷用紙の余部(印刷損紙)の算出については「積算資料 印刷料金」((財)経済調査会)に記載された損紙率を用いて計算しており、必要量の見積もりが誤っているとは考えていない。多数の印刷業者からは「積算資料

<p>あるのか、またはその他に理由があるのか。</p>	<p>印刷料金」に記載されている損紙率では、特に印刷を開始するまでに印刷機を慣らすための損紙が、実態に合わないとの意見を受けているところ。</p>
<p>(園田委員) 5%程度の余部を見込んでいるが、常に不足傾向にあり、多くの印刷業者が実態に合わないと考えているのであれば、業者に負担させることで実質的な値引きを強いているのではないかと思う。今後検討が必要なのではないか。また、質問で想定した余部は、印刷済みのOCR用紙がどれくらい未使用で余っているかだったのですが、返答は印刷前の用紙についてでしたので、次回にでも印刷後のOCR用紙の余部についてご回答頂きたい。</p>	

<p>【抽出案件 4】 一般競争入札(総合評価落札方式)</p> <p>契約件名：多言語翻訳サービス利用における『やさしい日本語』の活用に関する調査研究</p> <p>契約相手方：株式会社ブリックス</p> <p>契約金額：770,000 円 (落札率 26.3%)</p> <p>契約締結日：令和元年 12 月 23 日</p> <p>競争参加業者：4 者</p>	
意見・質問	回答
<p>(高橋委員) 本件は、どのような調達なのか、見積価格の算定をどのように行ったのか。</p>	<p>多言語翻訳サービス利用時に『やさしい日本語』を活用することで、外国人との意思疎通がより円滑になるなど、コミュニケーションの更なる向上を実現するための方法について確認することとして、調査研究を実施した。</p>
<p>(高橋委員) 予定価格と落札結果の開きについての分析と契約履行に問題なしと判断した理由は。</p>	<p>予定価格は、原局予算額以下の応札業者(2者)の見積平均額を基準とし入札を行った結果、予定価格より低い金額で入札されたため、結果として低落札となったもの。入札参加希望者の提案書の審査の結果、仕様書において明らかにした必須とされた項目の最低限の要求要件を全て満たし合格であったことから、適正な契約履行が可能であるものと判断した。</p>
<p>(高橋委員) 国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)の研究(多言語翻訳サービス)との関係性はあるのか。</p>	<p>多言語翻訳の利活用の際の利便性向上のために実施したものであり、NICTが実施する多言語翻訳技術の研究開発とは関係性はない。</p>
<p>(高橋委員) 技術点では合格の4者のうち、技術点が高得点ではなかった者が、落札できた理由は。</p>	<p>入札を行った結果、技術点で合格であった4社のうち、予定価格より低い価格で入札したのは、当該社のみであったことから、結果として落札となったもの。</p>
<p>(高橋委員) 仕様書では、学識経験者及び関係分野の有識者8名程度を個別ヒアリングでなく、一堂に集めて会合を行うことを要求しているところ、9名中5名の参加であったようであるがいかがか。</p>	<p>会合に参加不可能な方に対しては、事前に個別訪問又はZOOMでヒアリングを行うことで対応することとした。4名については訪問ヒアリング、1名についてはZOOMでヒアリングしたと確認している。</p>
<p>(高橋委員) 報告書を読んだ感想では、仕様書の目標が達成されているかどうか疑問であるところ、技術点の高い事業者が選定されていたならば、このような結</p>	<p>仕様書記載事項に関し最低限の履行がなされたと認識しているが、頂戴したご指摘のとおり、技術点の高い事業者が選定されていたならば、より充実した報告書として取りまとめられた可能性があったものと考えられる。</p>

<p>果にはならなかったのではないか。</p>	
<p>(北大路座長) 予定価格算出に入札参加業者の下見積額の平均額を採用するというのは、通常遵守すべきルールとなっているのか。</p>	<p>総合評価落札方式の予定価格については、客観性のある市場価格を反映するなど適正な価格を設定する観点から、調達部局の提案書審査に合格した業者の下見積平均額、原局予算額、契約係積算額を比較し、最も低廉なものを予定価格として設定することを原則としている。</p>
<p>(北大路座長)「提案書審査に合格した業者の下見積平均額」を予定価格として設定することですが、下見積りの段階で極端な低価格を提示した者が、実質的に予定価格の設定に影響を持ち(予定価格を大幅に低下できてしまう)、入札においても市場では順当な請負額を提案した他者を排除できるという構造になっているのではないかと思われる。予定価格設定ルールとして議論の余地がありそうに思えるが、見解をお聞きしたい。</p>	<p>従前は、今回審議いただいた案件のように、下見積りの段階で極端な低価格を提示した者があった場合であっても「提案書審査に合格した業者の下見積平均額」を予定価格として設定していたところである。しかしながら、ご指摘の「実質的に予定価格の設定に影響を持ち(予定価格を大幅に低下できてしまう)」という問題や総合評価落札方式の性質上、より多くの者が総合評価点により競争に参加した方が望ましいという観点から、令和2年度以降の入札においては、入札参加者の技術点の評価結果を勘案しつつ、原局予算額の範囲内で応札業者最高見積額を予定価格として設定するよう運用の見直しを行ったところである。この運用の見直しにより、仕様書上適正な価格で応札した業者も排除されることなく、価格点と技術点の総合評価により、より公正な競争が行われることになると考えている。</p>
<p>(高橋委員) 見積書に報告書作成等「その他経費」として20万円の記載があったが、これは他事業者の4～5%の価格提示であり、異常値であることが明らかであったと考えられる。なぜこのような経費設定が問題視されなかったのか、類似の問題の再発防止のために事実確認をすべきである。</p>	

<p>【抽出案件 5】 一般競争入札(総合評価落札方式)</p> <p>契約件名： 公共安全 LTE の実現に向けた調査検討</p> <p>契約相手方： 一般社団法人電波産業会</p> <p>契約金額： 308,550,000 円 (落札率 99.6%)</p> <p>契約締結日： 令和元年 10 月 11 日</p> <p>競争参加業者： 1 者</p>	
意見・質問	回答
<p>(片桐委員) 5G といわれる時代に、なぜこの調査検討が必要だったのか。</p>	<p>我が国において幅広いカバーエリアを実現している携帯電話(4G LTE 方式)技術を活用し、公共安全機関が共同で利用する無線通信システム(公共安全 LTE)の実現に向けて求められる技術的要件の検討を行うとともに、非常災害時等における迅速な通信エリアの拡大に資する技術的検討等を実施したものの。</p>
<p>(片桐委員) この調査検討結果はどのように活用されたのか。</p>	<p>本調査検討により我が国において実現する公共安全 LTE に具備すべき機能要件等を整理し、令和 2 年度において、公共安全 LTE に求められる基本的要件・基本機能を実装した模擬環境を構築し技術検証を実施している。</p>
<p>(片桐委員) 本契約に関して、応札者が 1 者であった理由をどのように考えるか。</p>	<p>下見積提出者で競争不参加者に対して確認を行ったところ、「技術的に自社 1 者で履行完了できる内容ではない」「想定した調達案件ではない」などの回答があった。</p>
<p>(片桐委員) 当該契約先の公表財務諸表を見たところ、該当する事業の人件費は本契約以下の金額になっているようであるため、再委託されているように見受けられるが、再委託先の名称、金額などを教えていただきたい。</p>	<p>本事業の調査項目の一部について、短期間に効率的かつ精度の高い成果を得るため、当該分野にノウハウと技術力を有する者に以下のとおり再委託している。</p> <p>①通信エリアの拡大に資する中継回線に係る技術的条件の検討の一部：(株)日立国際電気(128 百万円)</p> <p>②公共安全 LTE が具備する機能等に関する調査検討の一部：(株)三菱総合研究所(25 百万円)</p>
<p>(片桐委員) 「調査項目の一部について、短期間に効率的かつ精度の高い成果を得るため」とありますが、詳しくご説明いただきたい。一部を再委託した方が早くて性能が良いならば、当初から仕様を分けて、別の契約として入札手続をやるべきということにならないか。</p>	<p>多岐に渡る各種検討について、関係機関も参加する調査検討会や実務担当者へのヒアリングなどを通じて連携しつつ、短期間に公共安全 LTE システムとしての検討結果を取りまとめるためには、一部を対応可能な者に再委託する必要があったものと承知している。</p>

<p>(片桐委員)「関係機関」というものがどこで、どういった役割を果たしているのかがポイントだと思うので、あと一步踏み込んで、具体的にご説明いただきましたかった。</p>	
<p>(北大路座長)「一部を再委託した方が早くて性能が良いならば、当初から仕様を分けて別の契約として調達するべきではないのか」という質問に対し、「関係機関等と密接に連携して検討を進めていく必要があるため一部を対応可能な者に再委託する必要があった」との回答であるが、別契約の是非に関する回答になっていないため、次回監視会であらためて説明されたい。</p>	